

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茅野市長 今井 敦

市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)
地域名 (地域内農業集落名)	豊平地区 (塩之目集落、上古田集落、下古田集落、南大塩集落、上場沢集落、御作田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回)令和6年2月14日 参集者:区長・市議・認定農業者・大規模農業者・部会長・JA職員・農業委員・事務局
	(第2回)令和6年3月11日 参集者:集落営農・農業委員・事務局
	(第3回)令和6年4月9日<古田ほ場>参集者:縮小農家・区長・市議・認定農業者・大規模農業者・部会長・JA職員・農業委員・事務局
	(第4回)令和6年4月11日<豊平ほ場>参集者:縮小農家・区長・市議・認定農業者・大規模農業者・部会長・JA職員・農業委員・事務局
	(第5回)令和7年1月10日 参集者:豊平地区内 土地所有者及び耕作者・県職員・JA職員・農業委員・事務局

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ハケ岳の麓、豊富な用水と800m後半から1000m余りのなだらかな傾斜地となる日当たりのよい農地を利用して農業が行われている。かつては「蓼科大根」の産地であったが、深い耕土を活かした野菜の生産が行われている。水稻やソバを始め野菜の種類も幅広くワイン用ぶどうも広がりつつある。

農地中間管理機構を活用した集落営農法人への集約を進めた唯一の地区である。

農業者の高齢化が進んでおり、価格高騰で農家離れや後継者が不足していて技術継承が課題であり、縮小農家の増加が懸念される。とはいえ、平均年齢は60代と世代交代になってきている状態であり、継承でなく農業を始める農家が増え始めていることから、持続的に農地の利用や集約を図りながら、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

このため、地域で取り組める新たな作物、ブランド化作物の栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:445人(団体経営体(法人・集落営農組織等)あり)

主な作物:「露地」水稻・そば・大根・キャベツ・ブロッコリー・ズッキーニ・スイートコーン

「施設」花き・トマト・イチゴ 「果樹」ワイン用ぶどう

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。さらに価格高騰や雇用問題がある中で、地域で土地や担い手を守っていくうえで、新組織の法人化で機械や雇用など一元管理できる組織の検討が必要であるとともに、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。

また、豊平ブランドとなる「高原野菜」「米」を、JA主体協力で県や市とともに、指導・技術提供をはじめ定期的な情報提供を周知しながら、土壌の改良や土地にあった野菜等の提案を随時行っていく。

ただし、畦畔の草刈りや用水管理を行わない生産者及び根拠のない有機農業等を理由に周辺農地に悪影響を及ぼす生産者については、地域の担い手として検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	255.34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	255.34 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備実箇所の農地を基本とし、それに連坦する農振農用地(青地)を一部追加をした区域を農業上の利用が行われる区域とし、前記の区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を2030年度(令和12年度)までに実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため育苗・定植・刈取等の作業はJA及び地域内の担い手へ委託するとともに、それ以外の管理、病虫害防除、草刈り等の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、中山間や環境整備事業をし、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置・管理するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

③農薬散布にドローンや用水管理を自動化する等についてJAや市と連携し地区内で連携して進める。

④山際や集落内の小規模5a未満の水田は、畑地化を進める。

⑤ワイン用ぶどうの生産を地区内を中心として集約化を推進する。

⑦保全・管理について、現在実施している中山間及び環境整備事業を継続して行う。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

⑩法人等の貸し付けの際、豊平地区内での農業において畦畔の草刈りは年3回以上行う等の管理協定締結を進める。